最終更新日：2019年6月27日

株式会社リミックスポイント
代表取締役社長 小田　玄紀
問合せ先：03-6303-0280
証券コード：3825

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社及び当社グループは、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が持続的な成長と企業価値向上のために必要不可欠であると認識しております。このため、当社及び当社グループは、当社グループの経営活動に適用される法令等及び企業倫理の遵守（コンプライアンス）の徹底、リスクマネジメント及び内部統制の実効性の向上に積極的に取り組み、透明・公正・健全な経営を実現するよう常に心がけております。また、適時かつ適正な情報開示に加え、株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たすことによって、社内外からの理解と信頼が継続して得られるように努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

＜補充原則1－1－1　株主総会議案の反対票の原因分析＞
当社における株主総会の可決議案について相当数以上の反対票が投じられたことはこれまでありませんが、今後、一定数以上の反対票が投じられた場合には、取締役会においてその理由・原因について十分に分析するとともに、その対応の要否を検討します。

＜補充原則1－2－5　株主総会における権利行使＞
当社は、株主名簿に記載又は記録されている議決権を有する株主を議決権の行使が可能な株主としており、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことは認めておりません。しかし、今後の実質株主や信託銀行等の動向や情勢を注視し、対応について引き続き検討します。

＜補充原則4－1－2　中期経営計画の策定・公表＞
当社グループでは法令改正により新たな事業機会が創出される領域に積極的に参入しており、市場の動向等の見通しが立ちにくいことから、中期経営計画の有用性には限界があり、また、中期経営計画の数値目標の公表がかえって株主・投資家の皆様をミスリードする可能性があるため、中期経営計画の策定・公表を行っていません。株主・投資家の皆様に当社グループの経営戦略や財務状況等を正しく理解していただくための情報開示のあり方としては、IR活動等を通じ中長期的な経営戦略等に関する継続的な説明を行っています。さらに、単年度の経営計画と実績の差異について、取締役会において分析と評価を行い、その結果を翌年度の経営計画に反映するとともに、IR活動等を通じて株主・投資家の皆様に説明することとしています。

＜補充原則4－2－1　業績連動報酬、株式報酬等の適切な割合＞
当社では、現在、中長期的な業績と連動する報酬制度や自社株報酬制度等は導入していませんが、役員持株会への加入や株式の保有を通じて、企業価値の向上を意識した経営を促しております。今後も持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するような制度について検討を続けてまいります。

＜補充原則4－8－2　独立社外取締役の経営陣との連携・調整、監査等委員会との連携に係る体制の整備＞
当社では、経営陣との連絡・調整や監査等委員会との連携については、社外役員の対応窓口（経営管理部。但し、監査等委員固有事項は内部監査室）がその機能を実施していますので、現在、「筆頭独立社外取締役」等の体制を設置していません。

＜補充原則4－10－1　指名・報酬等に関する独立社外取締役で構成する助言機関等＞
独立社外取締役は、全体では、現状、取締役会の過半数には達していませんが、独立社外取締役が大数を占める監査等委員が取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、能動的・積極的にその役割を果たしております。それは、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等に係る事項についても該当しており、現時点で、諮問委員会等の設置は不要と考えています。取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を一層強化する必要がある場合には、取締役会において必要な措置を検討し対応します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

＜原則1－4　株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針＞
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針において、株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本的な考え方を開示しています。なお、当社グループでは、現時点で政策保有株式を有しておりません。

【コーポレート・ガバナンス基本方針（抜粋）】
第5条　当社およびグループ各社は、政策投資を目的とする株式（以下「政策保有株式」という）は保有しない。ただし、パートナーとの関係強化や協業促進など戦略的意義が認められ、当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合を除く。
2　当社および当社グループ各社は、政策保有株式を保有するに至った場合、個別の政策保有株式について、その保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を、毎年、取締役会において具体的に精査し、保有の適否を検証する。また、当社は、当該検証の概要について開示を行う。
3　各社の取締役会は、前項の検証の結果を踏まえ、政策保有株式の保有の意義が失われた場合には、当該保有株式の処分を検討する。
4　当社および当社グループ各社は、政策保有株式に関する議決権について、投資先企業の持続的な成長と当社および投資先企業の企業価値向上の観点から、個々の議案に対して株主として適切に行使する。
5　当社および当社グループ各社は、政策保有株主との取引については、会社や株主の共同利益を害するような取引を行わない。

＜原則1－7　関連当事者間の取引＞

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針において、関連当事者間取引の手続きを定め、開示しています。

【コーポレート・ガバナンス基本方針（抜粋）】
第7条　（略）
2　取締役は、自らに関して利益相反に係る問題（潜在的なものを含む）が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会および監査等委員会の承認を得なければならない。
3　当社は、関連当事者との取引を含むすべての取引について、内容および条件を公正かつ適正な手続きにより決定する。特に関連当事者取引については、取引条件の妥当性を確認するとともに、関連当事者取引によって当社および株主の共同利益が害される事態を防止する。

＜原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮＞
当社は、自ら運用を指図する企業年金制度を備えておらず、今後導入の予定もございません。

＜原則3－1　情報開示の充実＞
（1）経営理念等や経営戦略、経営計画
・経営の基本方針
当社グループは、グループミッションを定め、当社ホームページ及び有価証券報告書において開示します。
・経営戦略
当社グループの経営戦略については、半期ごとに開催している決算説明会において説明を行い、決算説明会資料を当社ホームページ上に掲載します。
また、中長期的な経営戦略については、有価証券報告書において開示します。
・経営計画
定性的な計画は決算短信及び有価証券報告書において開示しており、単年度業績見込は決算短信において開示します。なお、定量的目標を含む中期経営計画の策定・開示については、本報告書Ⅰ「1．基本的な考え方　［コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由］」に記載しておりますので、該当箇所をご参照ください。

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針
本報告書Ⅰ「1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針において、取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きを定め、開示しています。

【コーポレート・ガバナンス基本方針（抜粋）】
第27条　業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものでなければならない。
2　独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれてはならない。
3　取締役の報酬等については、取締役会が株主総会に提出する議案の内容および個人別の報酬等の額を定める。監査等委員会は、監査等委員でない取締役の報酬等について意見を述べる。
4　当社は、取締役に対して支払われた報酬等の額について、適用される法令・規則等に基づき、適切な方法により開示する。

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針において、取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きを定め、開示しています。

【コーポレート・ガバナンス基本方針（抜粋）】
第16条　当社の取締役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。
2　当社の全ての取締役（監査等委員である取締役を除く）は、毎年、株主総会決議による選任の対象とされる。
3　新任取締役（補欠取締役を含む）の候補者は、本条を踏まえ、取締役会で決定される。
4　監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任、解任、辞任について意見を述べる。
5　当社の取締役が当社以外の法人の役員等を兼任する場合には、取締役としての善管注意義務および忠実義務の履行を妨げない範囲に限るものとする。また、重要な兼任の状況については毎年開示する。
第17条　監査等委員会の委員の過半数は独立取締役とする。
2　当社の監査等委員である取締役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。
第19条　取締役会は、取締役社長を筆頭とする経営陣の承継プランを随時策定し、後継者候補の育成が計画的に行われているかも含めて承継プランの運用を監督するとともに、状況に応じて見直しを行う。当該承継プランにおいては、当社の経営戦略を踏まえ、経営陣の選解任に関する要件を定める。
2　最高経営責任者の選解任は、最も重要な戦略的意思決定事項であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続きに従って行う。

（5）取締役候補の個々の選任・指名についての説明
取締役候補者の指名に当たっては、株主総会招集通知において、個々の略歴、指名理由を記載し説明します。

＜補充原則4－1－1　経営陣に対する委任の範囲＞
当社は、「取締役会規程」及び「職務決裁基準」を制定し、取締役会で審議する事項を明確にしています。それ以外の項目については、「職務決裁基準」及び「稟議規程」に従い、経営各階層に権限委譲しています。

＜原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準＞
当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所の独立性基準に加え、その専門分野とのバランス、多様性を考慮して、当社独自の観点から判断しています。独立社外取締役の独立性判断基準を策定し、開示しています。

【コーポレート・ガバナンス基本方針（抜粋）】
第15条　当社の取締役会は、専門分野等のバランスおよび多様性を考慮した構成とし、その人数は定款の定めに従い20名以内とする。また、独立社外取締役は複数名選任する。
2　社外取締役の独立性については、東京証券取引所の独立性基準に加え、当社独自の基準を策定し判断する。

＜補充原則4－11－1　取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方＞
当社は、社内取締役の選任に当たっては、独自の基準及び選定方法に基づき、当社グループ内から、事業セグメント及び経営管理に関する専門

的な知識･技量を有する人財を選定しています。社外取締役の選任に当たっては、高い専門性を有する人材を選任することにより、取締役会全体としての知識･経験･能力のバランス、そして多様性のとれた構成を実現しています。
また、当社は、グループ経営のための知識･経験･能力のバランス及び多様性を確保しつつ、監査等委員でない取締役の員数として10名以内、監査等委員である取締役の員数として10名以内が適切であると考え、その旨定款に定めています。

＜補充原則４－11－２　取締役の兼任状況＞
取締役が当社グループ以外の会社の役員を兼任することについては、取締役会が当該会社の発展に寄与し、かつ、当社グループにとって有益であると判断した場合に限り、認めることとしており、取締役が当社の業務に専念できる体制をとっています。
なお、社外取締役を含む取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知の参考書類、事業報告、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書において毎年開示を行っています。

＜補充原則４－11－３　取締役会の実効性に関する分析･評価結果の概要の開示＞
取締役会の実効性評価に関し、取締役、監査等委員全員に対して、取締役会の構成、議題、運営状況等について書面アンケートによる自己評価を実施し、取締役会事務局で分析の上、取締役会においてその実効性の分析結果を審議しております。また、評価･分析の結果は適時適切に開示するとともに、取締役会の機能向上および運営改善に活かし、継続的に取締役会の実効性の向上を目指してまいります。
また、当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要については、以下URLにおいて開示しています。
https://www.remixpoint.co.jp/ir/html/shiryo06.html

＜補充原則４－14－２　取締役等に対するトレーニングの方針＞
当社では、コーポレートガバナンス基本方針において、取締役のトレーニングに関する基本的な考え方を示しております。

【コーポレート･ガバナンス基本方針（抜粋）】
第21条　当社の新任取締役（社外取締役を含む）は、就任後３ヶ月以内に、それぞれの役割･責務･責務を果たすために必要となる法令やコンプライアンス等に関する知識習得の機会を設ける。また、当社グループの事業内容、経営戦略、経営課題、財務状態その他の重要な事項につき、取締役社長（最高経営責任者）またはその指名する業務執行取締役から説明を受けるなど、理解促進に必要な情報提供の機会を設ける。さらに、就任後も必要に応じて同様の機会を設ける。
２　当社の取締役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレート･ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。
３　当社の取締役会は、取締役の知識習得および研鑽、ならびにそれを支える体制が適切であるかをモニタリングし、改善を図るものとする。
４　当社の取締役会は、将来の取締役候補となる人材に対して、必要に応じて、オブザーバーとして取締役会等への出席、議論への参加等を通じて、取締役に求められる役割と責務を理解するためのトレーニングの機会を提供する。
５　当社の取締役会は、必要に応じて、外部の専門家等を招聘し、取締役等へのトレーニングを実施する。

＜原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針＞
＜補充原則５－１－１　株主との対話の対応者の合理的な範囲＞
＜補充原則５－１－２　株主との建設的な対話を促進するための方針＞
＜補充原則５－１－３　株主構成の把握＞
（1）基本的な考え方
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、株主･投資家との間で継続的かつ建設的な対話を実施し、当社グループについて適切に理解していただくことが重要であると考えています。その実現のため、代表取締役を中心としたIR体制を構築し、株主･投資家との対話の場を積極的に設けています。また、株主･投資家との対話に当たっては、代表取締役が自らの言葉で説明を行い、質疑応答に対しても代表取締役自らが回答することを基本方針としています。
また、「情報開示規程」において、「上場企業として、株主、投資者をはじめとするステークホルダーに対する適時、適切な会社情報の開示が健全な資本市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常にステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努める」こと、「情報の開示･公表に当たっては、ステークホルダーからの正しい理解と適正な評価を得、持続的な信頼関係を構築し維持するために、公平かつわかりやすいものとなるように努める」ことを、定めております。

（2）株主との対話全般を統括する取締役の指定及び対話を補助する社内部門の有機的な連携のための方策
代表取締役は、株主･投資家との継続的かつ建設的な対話を統括する取締役として、コーポレート･ガバナンス及び重要な経営上の方針、経営状況に関する情報、定量的な財務情報等について、株主･投資家との間で対話を行います。また、代表取締役を補佐するために情報取扱責任者を置くとともに、経営管理部にIR担当を置き、情報の開示･公表を十分にコントロールし、必要な情報が集約されるようにするとともに、日常的に関係部門との連携を図っています。

（3）個別面談以外の対話の手段
アナリスト･機関投資家に対しては、決算説明会を半期毎に開催し、代表取締役自らが説明を行い、質疑応答に対しても代表取締役自らが回答することを基本方針としています。また、決算説明会で配布した資料は、当社ホームページに掲載し、株主･一般投資家に対する情報提供を行っています。

（4）対話において把握された株主の意見･懸念のフィードバックのための方策
代表取締役、情報取扱責任者及びIR担当は、株主･投資家との対話を通じて把握された意見･懸念を、定期的に取締役会に対し共有しています。

（5）対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
株主･投資家との対話の際には、情報の管理を適切に行い、インサイダー情報を伝達しないよう配慮しています。

（6）株主構造の把握
株主構造は、株主名簿管理人の情報等に基づき、定期的に把握しています。なお、株主名簿に記載または記録されていない実質株主の把握については、それにかかる費用とその把握による効果等を鑑み、今後の課題とします。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
HAITONG INTERNATIONAL SECURITIES COMPANY LIMITED 700700	7,874,000	13.81
CORE PACIFIC－YAMAICHI INTERNATIONAL (H. K.) LIMITED A／C CLIENT	7,059,600	12.39
株式会社MAYA INVESTMENT	1,115,000	1.96
DAIWA CM SINGAPORE LTD (TRUST A／C)	816,900	1.43
むさし証券株式会社	535,600	0.94
立花証券株式会社	346,300	0.61
後藤 誠二	328,100	0.58
JP MORGAN CHASE BANK 385151	298,455	0.52
JPモルガン証券株式会社	227,500	0.40
松井証券株式会社	224,700	0.39

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

「大株主の状況」は2019年3月31日現在のものであります。
なお、上記のほか、当社が保有する自己株式60,000株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水　勝士	他の会社の出身者											
安田 博延	弁護士											
江田　健二	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水　勝士	○	○	―――	＜選任理由＞ 豊富な金融行政経験と見識を有しており、特に金融関連事業において助言をいただけることを期待して選任しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社と利害関係を有せず高い独立性を有していることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

安田 博延	○	○	―――	＜選任理由＞ 法曹界における豊富な経験と見識を有しており、弁護士としての専門的知見から、コンプライアンス体制の構築・維持に的確な助言をいただけること、ならびに、公平かつ客観的な視点で、当社経営の妥当性を監査・監督していただくことを期待して選任しております。 ＜独立役員に指定した理由＞ 当社と利害関係を有せず高い独立性を有していることから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
江田　健二	○		―――	＜選任理由＞ 事業会社の経営者及びコンサルタントとしての豊富で幅広い経験と知識を有しており、当社経営の監査・監督に活かしていただくことを期待して選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

内部監査室を設置していること及び当社の組織規模から、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を専任しておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には人事的な対応を行うものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である取締役は、原則として毎月1回以上開催される取締役会に出席し、業務執行取締役等から業務の執行状況の報告を受け、決議事項の審議に際して、積極的に質疑や意見を述べ、意思決定の過程や内容について監査を行っております。また、原則として月1回開催される役員連絡会において、代表取締役、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、子会社の取締役・監査役、当社主要管理職等に出席を求め、当社グループの経営及び事業に関する情報・意見の交換を行い、密度の濃い監査等を実現できる体制を実現しております。
また、定期的または臨時に開催される「リスク・コンプライアンス委員会」に出席し積極的に意見を述べ、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの強化・充実を図っております。
原則として月1回開催される監査等委員会において、内部監査室からの監査報告を受けるとともに、監査等委員である取締役の間で、業務の執行状況の監査・監督に関して情報・意見の交換を行っております。また、監査等委員会及び内部監査室は、子会社を定期的な監査を対象とし、子会社の業務の執行状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価等を行っており、子会社監査役との間で情報共有・意見の交換を行い、連携を図っております。
さらに、会計監査人との間で、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画・報告及び会計監査結果報告を受領し、適宜情報・意見の交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより企業価値向上に資することを目的として、当社の取締役、従業員、当社子会社の取締役、従業員ならびに当社業務委託先に対し、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、その他

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより企業価値向上に資することを目的として、当社の取締役、従業員、当社子会社の取締役、従業員ならびに当社業務委託先に対し、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬等の開示については、有価証券報告書及び事業報告を当社ウェブサイトにおいて掲載することなどにより、公衆の縦覧に供しております。直前事業年度(2019年3月期)における具体的な内容は次のとおりであります(人数は延べ人数)。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)	支給人員5名	総額 70百万円
うち社外取締役	支給人員1名	総額 0百万円
取締役(監査等委員)(全て社外取締役)	支給人員4名	総額 17百万円
合計	支給人員9名	総額 87百万円

なお、2015年6月26日開催の第12期定時株主総会において監査等委員会設置会社への移行とその報酬額等の決定及び2018年6月28日開催の第15期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額改定につきご承認いただいたことに伴い、取締役の報酬等の構成は次のとおりとなっております。

・取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	年額1,000,000千円以内(うち、社外取締役分は200,000千円以内)
・監査等委員である取締役	年額200,000千円以内

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートする専任スタッフは配置しておりませんが、経営管理部が社外取締役に対するサポートを適宜行っており、情報格差等が生じないように、都度電子メール等の手段で必要な連絡・報告を行っております。
また、監査等委員会のサポートとしては、内部監査室及び経営管理部がその職務遂行を補助しております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) コーポレート・ガバナンス体制の概要
当社は、2015年6月26日開催の第12期定時株主総会の決議に基づき、2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たな機関設計として導入された監査等委員会設置会社へ移行いたしました。その過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、取締役会に対する監査・監督機能を強化することにより、経営の透明性と客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。
(2) 業務執行
当社の取締役会は、監査等委員でない取締役3名及び監査等委員である取締役3名(全員が社外取締役)で構成されております。なお、現在、取締役会には女性は含まれておりません。
取締役会は、企業統治に関する最高意思決定機関として毎月定例的に開催しております。また、意思決定の迅速化や適正性を担保するために重要事項の審議・決裁を行うため、臨時取締役会も随時に開催しております。
(3) 監査等委員会による監査・監督
当社の監査等委員会は、当社における業務の適法、妥当かつ効率的な運営のため、次の事項を含む取締役の職務執行の監査・監督を行います。
・取締役の職務執行の監査及び監査報告の作成
・取締役会その他の重要な会議への出席と意見陳述
・監査の方針、監査等委員会の権限行使に関する事項の決定
(4) 会計監査
当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査についてアスカ監査法人を任じており、適宜、法令に基づく適正な会

計監査が行われております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別の利害関係はありません。
業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員　石渡裕一朗
指定社員　佐藤浩司
⑸ 報酬決定
取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、その総額の上限を株主総会で決議しております。
⑹ 責任限定契約
当社は、社外取締役4名との間で、当社定款に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任について、当社定款に定める責任限度額での責任限定契約を締結しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由 更新

コーポレート･ガバナンスの体制としては、当社の現在の企業規模、業態に即した適切な体制であり、効率的な経営が可能と考えています。また、社外取締役3名（全員が監査等委員である取締役）を含んだ取締役会の構成は、経営の透明性、公正性及び経営監視の独立性確保に有効であると判断しています。
また、取締役会において迅速かつ適切な経営の意思決定を行い、監査等委員である取締役が取締役会に出席して第三者的な観点から助言･意見することで、経営監視･監督機能を強化しております。また、監査等委員会、内部統制監査部門及び会計監査人が適宜連携し、業務執行の状況を詳細に把握できることなどを総合的に勘定し、コーポレート･ガバナンスの有効性を十分に担保できるものと考え、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の皆様が議決権を行使できるように、インターネットによる議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家の皆様の利便性向上のため、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の株主総会狭義の招集通知、議決権行使のご案内、総会参考書類部分の英訳を行っております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の決算説明会を開催し、代表者が業績や経営戦略等を説明するとともに、決算説明会における資料を当社ホームページにおいて掲載しております。 また海外機関投資家向けに英文資料も準備しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.remixpoint.co.jp/ir/index.html 当社ホームページにて、適時開示情報、有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料、ニュース等及びIRスケジュールの掲載を行っております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部に所属する2名が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	顧客、株主・投資家、取引先、従業員との信頼関係を確保し、社会からの信頼と評価を高めるべく、事業活動を行うように、「倫理コンプライアンスガイドライン」を定め、周知徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家からの信頼を確保するために、ステークホルダーに対する説明責任を果たすべく適法かつ適正な情報開示を行うとともに、社会の要請に応えた正確かつ積極的な情報公開を行うことを、基本的な方針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2017年6月13日開催の取締役会において、「内部統制システム整備に関する基本方針」を見直し次のとおり決議しております。
当社は、企業活動の継続的かつ健全な発展によって企業価値の増大を図るため、次の内部統制システムの整備に関する基本方針を制定し、これを日常の指針として、継続的な内部統制システムの改善並びに適正な運営により、社会的使命を果たしてまいります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、監査等委員会設置会社であり、社外取締役の経営参画により、業務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、意思決定プロセスの適正性・透明性の確保を図る。取締役会は、法令、定款、取締役会規程その他の社内規程に則り、重要事項を決定し取締役の職務執行を監督する。
(2)「倫理コンプライアンス規程」を定め、教育・啓発活動を通じて、法令等遵守が企業の存立及び事業活動の基盤であることを浸透・徹底を図る。
(3)取締役及び使用人全員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守し、取締役自らの率先垂範を通じて使用人への周知徹底を図る。
(4)「内部統制システム整備の基本方針」及び取締役会の指示に従い、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンスに関する重要な施策を審議・決定し、その活動状況を取締役会及び監査等委員会に対し報告する。
(5)取締役及び使用人の職務の執行は、監査等委員会の監査を受ける。
(6)内部通報システムを設け、法令違反、社内規程、重大な倫理・コンプライアンス違反があった場合には、その通報を受け、必要な調査を実施し、当該違反に対する対処並びに是正措置を講じる。
(7)内部監査室は、内部監査の結果及び改善課題を取締役社長及び監査等委員会に報告し、当該改善課題の対応状況を確認する。
(8)反社会的勢力の排除に関し、反社会的勢力とは断固として関係を持たないことを基本とし、弁護士や警察等との連携を図り、組織的に対応する。

2．.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務執行に係る文書及び情報については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存・管理する。
(2)取締役又は監査等委員である取締役が常時閲覧できるような状態で保管・管理する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)取締役会はリスク管理規程に則りリスクの発生防止及び損失の最小化に努めることとし、リスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い適切な施策を決定するとともに施策の有効性評価を行う。
(2)各部門の所管業務に付随する個別リスクについては、社内規程に明確にされた職務分掌及び権限に基づいて、それぞれの部門において責任をもって第一義的に管理し対応する
(3)新たに生じたリスクへの対応に対しては、取締役会及びリスク・コンプライアンス委員会においてリスク評価を行い速やかに適切な施策を実施する。
(4)内部統制監査部門は、監査により損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について、直ちに取締役社長に報告するとともに関連する担当部門に連絡し、迅速な連携を図り、その対応について速やかに対処する。また、取締役社長及び監査等委員会に対し、改善課題の対応状況を報告する。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
(1)取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項に関する審議・決議及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
(2)職務決裁権限規程に基づき、迅速かつ効率的な意思決定を図る。
(3)取締役会において年度予算及び中期経営計画の策定を行うとともに、月次で進捗状況の管理を行い職務執行にフィードバックする。
(4)情報伝達や業務においてITを有効かつ適切に利用することにより職務執行の効率化を図る。

5．当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社及び子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために、また、グループ間取引の適正の確保を図るため、関係会社管理規程に基づき、当社グループに関する業務の全般を管理し、監視体制及び報告体制を確保する。
(2)子会社の取締役の職務執行が効率的に行われるよう、関係会社管理規程において協議すべき事項及び報告すべき事項を明確化するとともに、具体的な業務執行については子会社の自主性を尊重する。子会社の取締役は、当社の役員連絡会、取締役会及びその他のレポーティングルートを通じて、自社の営業成績、財務状況その他の重要な情報等について、当社に対し定期的な報告を行う
(3)当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、事業運営に関する重要な事項について情報交換及び協議を行う。また、当社グループ各社に共通する間接部門の業務についてはできるだけ共有化を図り、グループ全体で効率的な経営に努める。
(4)監査等委員会及び内部監査室は、子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の取締役の業務執行の状況、財務報告に係る内部統制の整備・運用の状況の評価等を行う。

6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会による円滑な職務遂行ができるように必要なスキルその他について意見を聴取したうえで人選し、監査等委員会の同意を得て任命する。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。
(2)監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行するものとする。また、当該使用人に関する人事異動、考課、懲戒処分等は監査等委員会の同意のもとに行う。

7．取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)当社グループの取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項若しくは法令又は定款に違反する事項が発生し又は発生するおそれがあるときは、その内容につき速やかに監査等委員会に報告する。
(2)内部監査室は、監査等委員会に対して、監査の結果及び改善状況並びに財務報告に係る内部統制の評価の状況等を報告する。
(3)監査等委員会から求めがあった場合には、当社グループの取締役、監査役及び使用人は業務執行状況に関する報告をする。
(4)監査等委員会は、内部通報制度の運用状況及び事案の内容について定期的に報告を受け、適宜指示・助言等を行う。
(5)監査等委員会に直接間接を問わず報告・通報又は説明を行った者に対して、当該報告・通報又は説明を行ったことを理由として、人事上その

他一切の点で不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を社内に周知徹底する。

8. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1)監査等委員会は、監査等委員である取締役の職務執行上必要と認められる費用について予算計上するように努める。
(2)会社は、監査等委員である取締役の職務執行上の費用に関する前払等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き速やかにこれに応じるものとする。また、会社は、緊急又は臨時に支出した費用については、当該支出が適正でない場合を除き事後の償還請求に応じる。
(3)監査等委員会は、その職務の執行に必要と認められるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家を任用することができる。その費用については会社に請求することができる。
(4)監査等委員である取締役は、費用の支出に当たってはその適正性及び効率性に留意するものとする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)会社は、監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
(2)代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、子会社取締役、主要部長とともに、監査等委員会との間で定期的な情報及び意見の交換を行う。
(3)監査等委員会は、会計監査人、子会社監査役及び内部監査室と、当社グループの監査に関して定期的に意見及び情報の交換を行うなどして緊密な連携を図る。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムを構築し維持する。また、当該システムが適正かつ有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及び関連法令の要求に対する適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として関係を持たないことを基本とし、反社会的勢力に関係する企業、団体、個人とは取引を行いません。
当社グループの取締役及び従業員に対し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するべく周知徹底を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

